

## 「特別養護老人ホームあすなら苑」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所 大和郡山市：あすなら苑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は

10.27円です

### 【基本サービス】

①介護福祉施設サービス費 … (Ⅰ)従来型個室・(Ⅱ)多床室

要介護度	1日につき					1ヶ月(31日分)		
	単位数	基本利用料金	自己負担額			自己負担額		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	573単位	5,884円	589円	1,177円	1,766円	18,243円	36,486円	54,728円
要介護2	641単位	6,583円	659円	1,317円	1,975円	20,408円	40,816円	61,223円
要介護3	712単位	7,312円	732円	1,463円	2,194円	22,668円	45,336円	68,004円
要介護4	780単位	8,010円	801円	1,602円	2,403円	24,833円	49,666円	74,499円
要介護5	847単位	8,698円	870円	1,740円	2,610円	26,966円	53,932円	80,898円

### 【加算サービス】

サービスの内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
初期加算/1日につき(入所日から30日以内)	30単位	308円	31円	62円	93円
外泊時費用/1日につき(月6日限度)	246単位	2,526円	253円	506円	758円
栄養マネジメント強化加算/1日につき	11単位	112円	12円	23円	34円
療養食加算/1回につき(1日3回限度)	6単位	61円	7円	13円	19円
看取り介護加算Ⅰ/1日につき	72単位	739円	74円	148円	222円
看取り介護加算Ⅱ/1日につき	144単位	1,478円	148円	296円	444円
看取り介護加算Ⅲ/1日につき	680単位	6,983円	699円	1,397円	2,095円
看取り介護加算Ⅳ/1日につき	1,280単位	13,145円	1,315円	2,629円	3,944円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)/1月につき	100単位	1,027円	103円	206円	309円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)/1月につき	200単位	2,054円	206円	411円	617円
日常生活継続支援加算Ⅰ/1日につき	36単位	369円	37円	74円	111円
日常生活継続支援加算Ⅱ/1日につき	46単位	472円	48円	95円	142円
若年性認知症入所者受入加算/1日につき	120単位	1,232円	124円	247円	370円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/日(7日限度)	200単位	2,054円	206円	411円	617円
認知症専門ケア加算Ⅰ/1日につき	3単位	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算Ⅱ/1日につき	4単位	41円	5円	9円	13円
個別機能訓練加算(Ⅰ)/1日につき	12単位	123円	13円	25円	37円
個別機能訓練加算(Ⅱ)/1月につき	20単位	205円	21円	41円	62円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)/1月につき	90単位	924円	93円	185円	278円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)/1月につき	110単位	1,129円	113円	226円	339円
経口移行加算/1日につき	28単位	287円	29円	58円	87円
経口維持加算(Ⅰ)/1月につき	400単位	4,108円	411円	822円	1,233円
経口維持加算(Ⅱ)/1月につき	100単位	1,027円	103円	206円	309円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/1月につき	3単位	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/1月につき	13単位	133円	14円	27円	40円
排せつ支援加算(Ⅰ)/1月につき	10単位	102円	11円	21円	31円
排せつ支援加算(Ⅱ)/1月につき	15単位	154円	16円	31円	47円

排せつ支援加算(Ⅲ)/1月につき	20単位	205円	21円	41円	62円
看護体制加算Ⅱ(ロ)/1日につき	8単位	82円	9円	17円	25円
夜勤職員配置加算Ⅱ(ロ)/1日につき	18単位	184円	19円	37円	56円
退所前訪問相談援助加算/1回につき(入所中)	460単位	4,724円	473円	945円	1,418円
退所後訪問相談援助加算/1回限り(退所後)	460単位	4,724円	473円	945円	1,418円
退所時相談援助加算/1回限り	400単位	4,108円	411円	822円	1,233円
退所前連携加算/1回限り	500単位	5,135円	514円	1,027円	1,541円
自立支援促進加算/1月につき	300単位	3,081円	309円	617円	925円
ADL維持等加算(Ⅰ)/1月につき	30単位	308円	31円	62円	93円
ADL維持等加算(Ⅱ)/1月につき	60単位	616円	62円	124円	185円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/1月につき	40単位	410円	41円	82円	123円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)/1月につき	50単位	513円	52円	103円	154円
サービス提供体制強化加算Ⅰ/1日につき	22単位	225円	23円	45円	68円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1日につき	18単位	184円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1日につき	6単位	61円	7円	13円	19円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。  
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の8.3%を加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の2.7%を加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の2.3%を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.6%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に12.6%（8.3%+1.6%+2.7%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に12.2%（8.3%+1.6%+2.3%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。